

指定更新申請の手続きについて

(R6. 4. 1 更新)

1 指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

指定更新手続きは、必要書類を添えて、高松市介護保険課へ提出してください。なお、指定更新手続きには、手数料が必要となります。

指定有効期間満了日1か月前までには書類審査が完了するよう時間的余裕をもって、更新手続きをとるようお願いします。

2 対象となる事業所

高松市が指定している介護予防・日常生活支援総合事業事業所

※他市町村の指定を受けている場合、当該市町村に別途指定更新手続きが必要です。

3 提出書類

提出書類・留意事項

(1) 指定更新申請書 (別紙様式第三号 (五))

(2) 各サービスの付表・別添「添付書類・チェックリスト」

各項目において、更新申請以前に届け出た内容 (変更届出書) からの変更の有無を確認し、変更がある場合はその内容がわかる書類を提出してください。変更のない項目についての書類は不要です。

なお、以下 (3) 及び (4) の項目については、書類の省略が不可となりますので、変更の有無に関わらず提出してください。


(3) 誓約書 (総合事業_標準様式5)

(4) その他添付書類 (更新前の届出内容から変更有となっている項目の変更内容がわかるもの)

更新申請以前に届け出た内容 (変更届出書) から変更する場合は、その内容がわかる書類を提出してください (添付する書類は、変更届出書の際に提出いただくものと同様です。また、変更内容の新旧対照表もお願いします。)

なお、実際は、既に変更済みの場合で「変更届出書」を提出していない場合については、指定更新申請とは別途「変更届出書」を提出してください。

当該「変更届出書」を提出した後、指定更新有効期限が切れるまでの間に、更新申請の内容に変更予定がなければ、付表の別添とされている「添付書類・チェックリスト」の「更新申請」欄における該当箇所について「添付省略」をチェックしてください。□

 様式集

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/yoshiki.html

4 提出方法

【提出先】高松市介護保険課相談指導係（高松市役所1階27・28番窓口）

【提出方法】原則として、介護保険課へ持参すること。

※受付時間は、平日の9：00～16：00とさせていただきます。

※提出の際は、その日時を事前にお知らせください。

【提出期限】指定有効期間満了日の1か月前

※指定有効期間満了日の3か月前から受付が可能になります。

5 指定更新申請手数料及び納付方法

指定更新申請には、1件10,000円の手数料が必要となります。指定更新申請書の受理後、納入通知書を郵送いたしますので、これに現金を添えて高松市指定金融機関等へ納付してください。

6 休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届出書を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。

また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届出書」を提出してください。

7 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

(1) 申請書提出後に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

(2) 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合は、指定の更新を受けることができませんので、廃止・休止届出書と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、その場合、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

8 その他

指定の更新については、「指定有効期間が満了する事業所一覧」を高松市ホームページに掲載しております。

参照 指定更新有効期間が満了する事業所について

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/manryo.html

9 お問い合わせ先

高松市介護保険課相談指導係 Tel：087-839-2326 Fax：087-839-2337